

いのち支える那須町自殺対策計画

そっと・もっと・ずっと支え合う

「誰も自殺に追い込まれることのない那須町」



平成31（2019）年3月

那 須 町

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の数値目標.....	2
第2章 那須町における自殺の現状	3
1 はじめに.....	3
2 那須町における特徴と支援を優先すべき対象群.....	4
第3章 那須町の自殺対策	11
1 基本理念.....	11
2 基本方針.....	11
3 施策体系.....	13
4 基本施策.....	14
施策1「地域におけるネットワークの強化」.....	14
施策2「自殺対策を支える人材の育成」.....	14
施策3「町民への啓発と周知」.....	15
施策4「生きることの促進要因への支援」.....	16
施策5「児童・生徒のSOSの出し方に関する教育」.....	17
5 重点施策.....	18
重点施策1「高齢者への対策」.....	18
重点施策2「生活困窮者対策と無職者・失業者対策」.....	20
重点施策3「子ども・若者対策」.....	21
6 生きる支援の関連施策.....	22
7 自殺対策の推進体制等.....	28
8 計画の進行管理.....	29
9 策定の経過.....	30
10 会議構成員.....	31
11 参考資料 自殺対策基本法.....	33
今後5年間の取組.....	39
相談窓口一覧.....	40

第 1 章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

2006 年 10 月に自殺対策基本法が施行され「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられ、国を挙げて総合的に対策が推進された結果、自殺者数は減少傾向にあるものの自殺者数の累計は毎年 2 万人を超える水準にあります。そのようなことから、2016 年 4 月自殺対策基本法の改正に伴い「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、各自治体にも自殺対策計画の策定が義務付けられました。（法第 13 条第 2 項）

自殺は地域生活において過労、育児や介護疲れ、いじめや孤立、生活困窮など様々な問題が複雑化・複合化し追い込まれた末の死であり誰にでも起こりうる危機です。

また、保健・医療・福祉・教育・労働・介護・その他の関連施策との有機的な連携が図られ、社会全体で自殺リスクを低下させ、町民一人ひとりが自己肯定感や人間関係、危機回避能力を高めるなど「生きることの包括的な支援」が求められています。

そこで、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知、生きることの促進要因（自己肯定感・危機回避能力）への支援、児童・生徒の SOS の出し方に関する教育、地域におけるネットワークの強化等地域全体で自殺対策に取り組む必要があり、改正自殺対策基本法の「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「いのち支える那須町自殺対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法の一部改正を受け、自殺対策に関わる機関・団体等と有機的な連携を図り、本町における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、同法第 13 条第 1 項に基づき策定するものです。

なお、本計画は「第 7 次那須町振興計画」や「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」「いのち支える栃木県自殺対策計画」等を上位計画とし、「那須町健康増進計画」、「那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「那須町障がい者計画」等関連する各種計画と整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画は、概ね5年を目途に見直すこととされている国の「自殺総合対策大綱」の改正を見据え、第1期の計画期間を2019年度から2023年度までの5年間とします。

また、制度の改正等があった際や目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
那須町自殺対策計画		第1期					第2期					
県自殺対策計画	第1期					第2期						
那須町健康増進計画	第2期(2013~2022)年度					第3期(2023~2032)年						
那須町地域福祉計画 地域福祉活動計画	第3期		第4期(2021~2025)年度				第5期(2026~2030)年度					
那須町障がい者計画	第3次		第4次(2021~2025)年度				第5次(2026~2030)年度					

4 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱では、「2025年までに自殺死亡率※を2015年と比べて30%以上減少させる」ことを目標としています。

那須町においてこの基準により算出すると、2025年の自殺死亡率は26.4人、自殺者数は7人以下となりますが、本計画を効率的・効果的に推進することで、基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない那須町」を目指し、計画期間の2023年を含めて「自殺者ゼロ」を目標とします。

		2015年(基準値)	2023年(目標値)	2025年(目標値)
自殺死亡率 (人口10万対)	全国	18.5人	/	13.0人以下
	那須町	41.5人		0人
那須町自殺死亡者数		11人	0人	0人

※自殺死亡率とは人口10万人当たりの自殺者数

$$\text{自殺死亡率} = \frac{\text{地域の自殺者数}}{\text{人口(2015年住基人口26,506人)}} \times 100,000$$

(単位:人)

第2章 那須町における自殺の現状

1 はじめに

本町の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」「地域における自殺の基礎資料」、警察庁「自殺統計」※1、並びに自殺総合対策推進センター※2が自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」を基に分析を行いました。

また、町民の気持ちを知る手がかりとして、那須町健康増進計画※3及び家庭教育に関するアンケート調査の結果※4を基に分析を行いました。

※1 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」

調査対象の差異：

- ①厚生労働省の人口動態統計は、国内の日本人を対象としているが、警察庁の自殺統計は、総人口(日本における外国人も含む)を対象としている。
- ②事務手続き上の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は自殺に計上していない。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

※2 自殺総合対策推進センター：

改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのさまざまな情報提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された厚生労働省所管の組織。

※3 那須町健康増進計画：

2017年度那須町健康増進計画改訂版にて

- ・町民にアンケート調査を実施。(配布数 2,000 件、回収数 669 件、回収率 33.5%)
- ・町内の小学4年生と中学2年生を対象にアンケート調査を実施。(配布数 373 件、回収数 362 名、回収率 97.1%)

※4 家庭教育に関するアンケート調査：

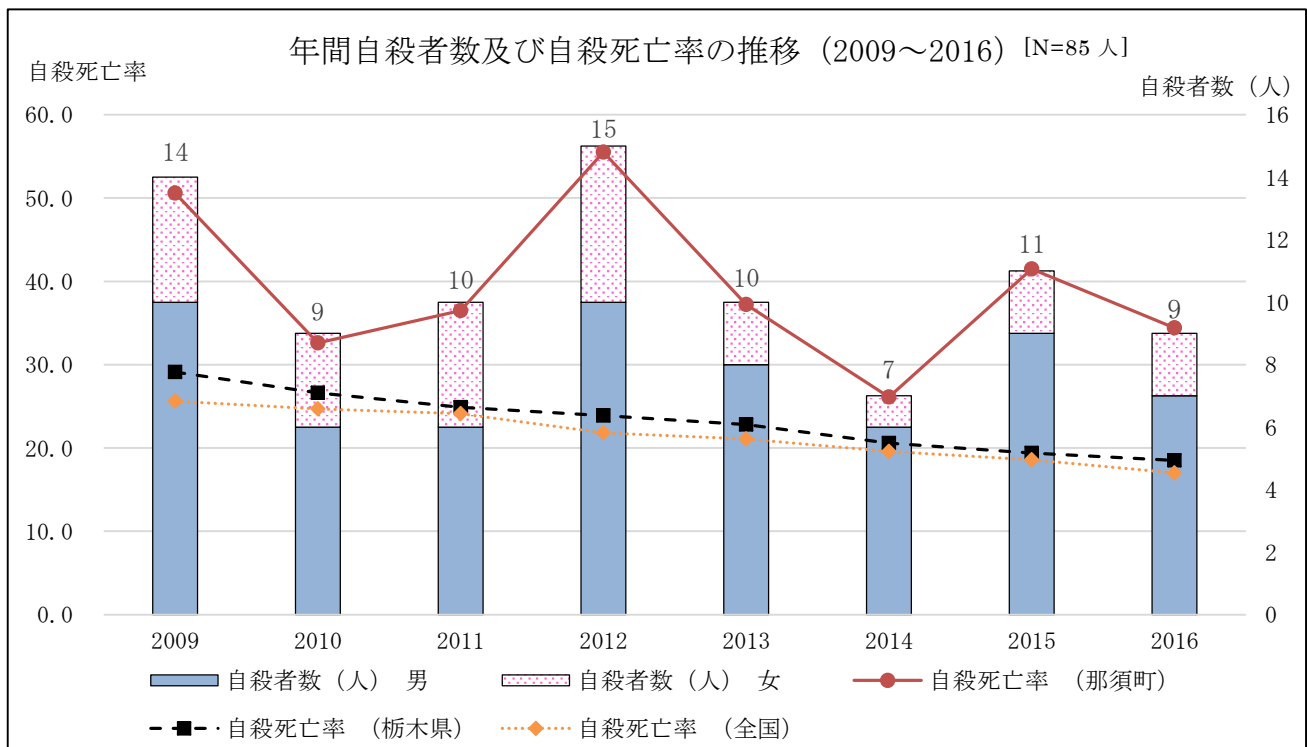
2016年度生涯学習課による「家庭における教育力の向上を支援するための課題とその対応策について」に係るアンケート調査を実施。(配布数 小学生の保護者 1,019 件、回収数 875 件、回収率 85.9%、中学生の保護者 620 件、回収数 518 件、回収率 83.5%)

2 那須町における特徴と支援を優先すべき対象群

本町における自殺の実態を様々な観点から分析した結果、次の特徴があることがわかりました。

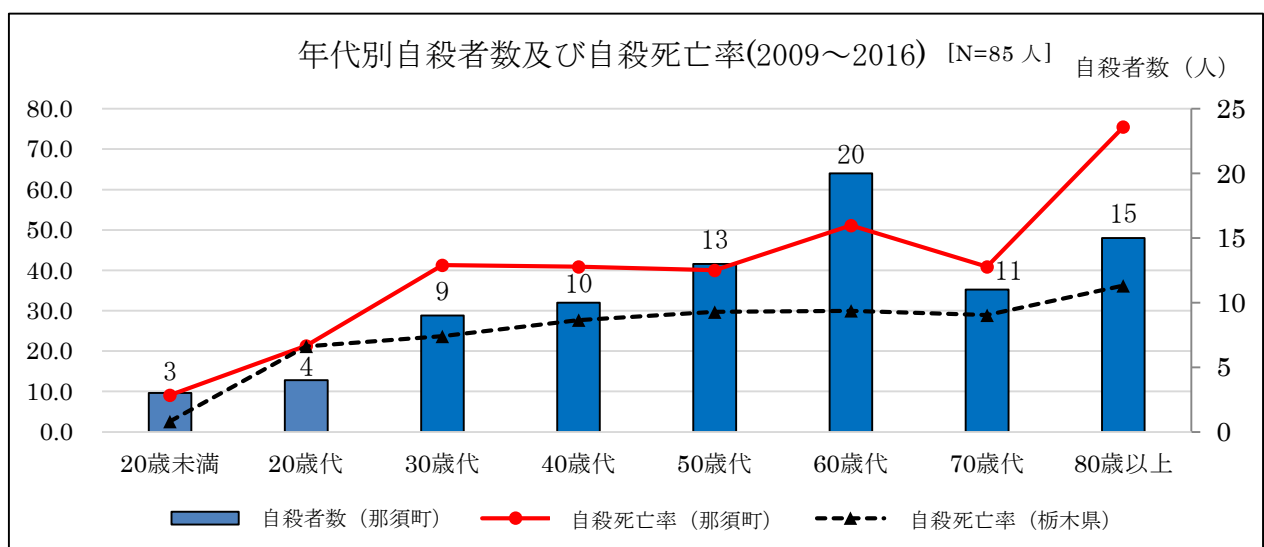
(1) 那須町における特徴

①2009年～2016年の自殺者数は85人(10.6人/年)、自殺死亡率は8年間の平均が33.7で栃木県の平均22.7よりも高い水準で推移しています。



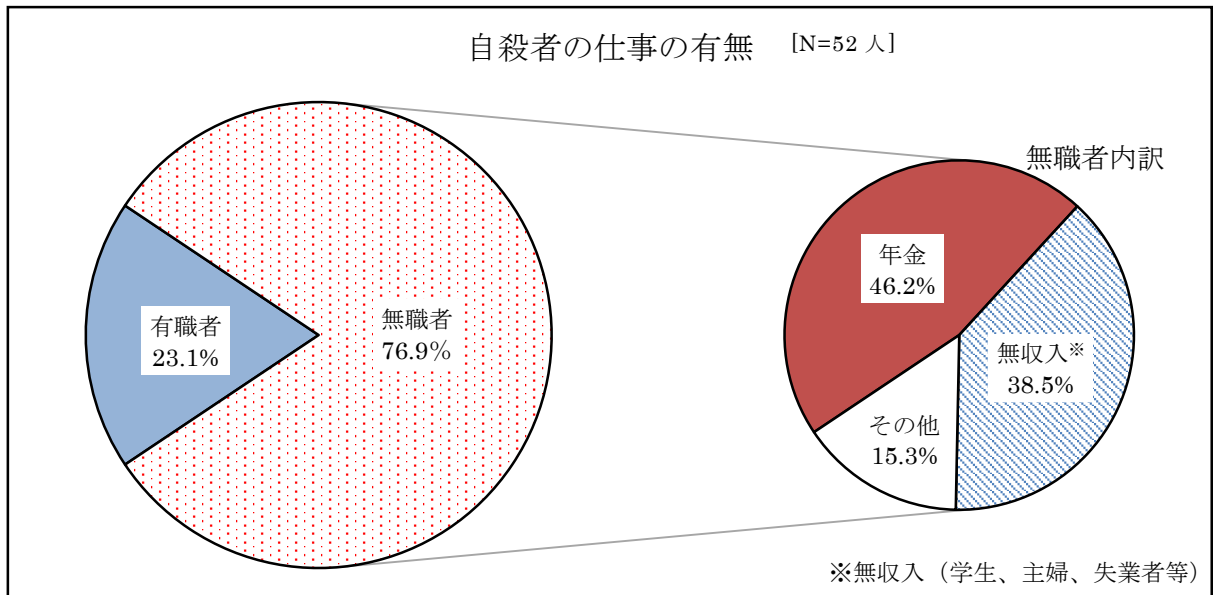
出典：厚生労働省 (2017)

②2009年～2016年の自殺者を年代別にみると、60歳代、80歳代と高年齢層が高くなっています。



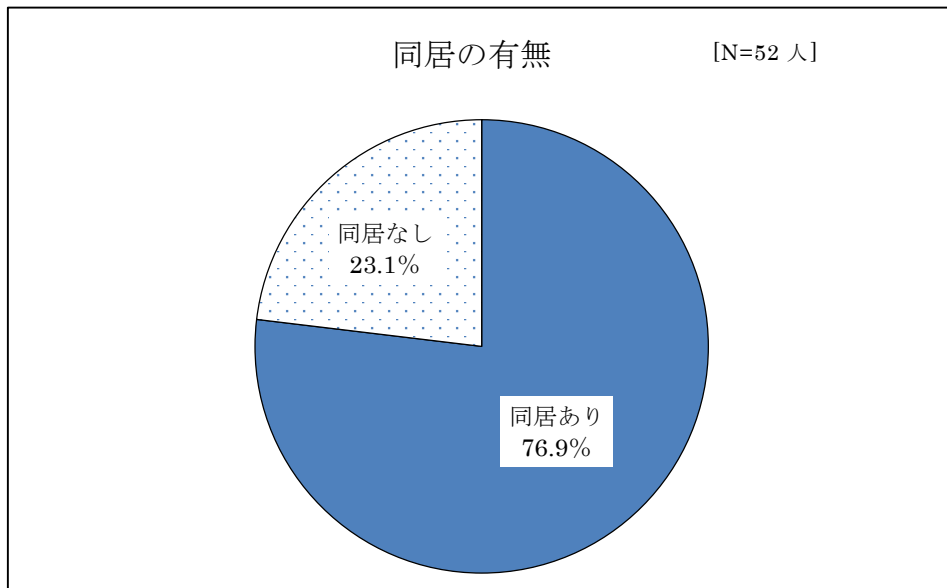
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

③有職者・無職者の割合を見ると、過去5年間(2012～2016年)に自殺で亡くなった52人のうち、76.9%は無職であり、無職者の割合が高くなっています。



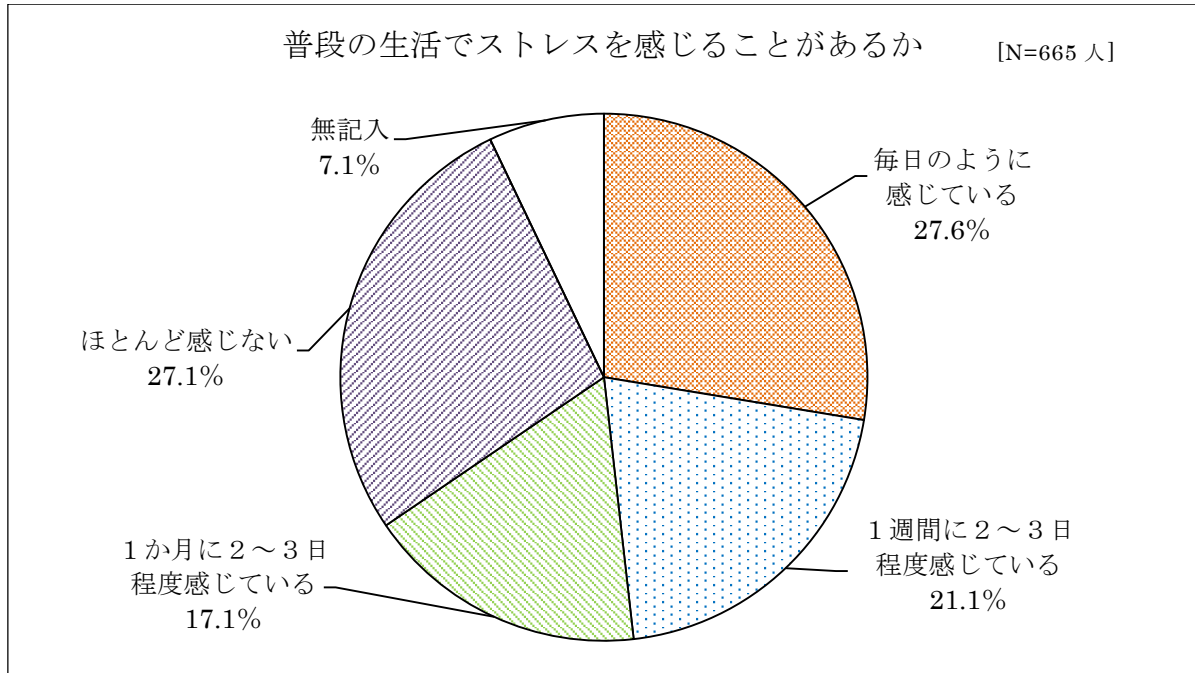
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

④自殺死亡率は、無職者では各年代とも「同居人あり」が「同居人なし」より高くなっています。



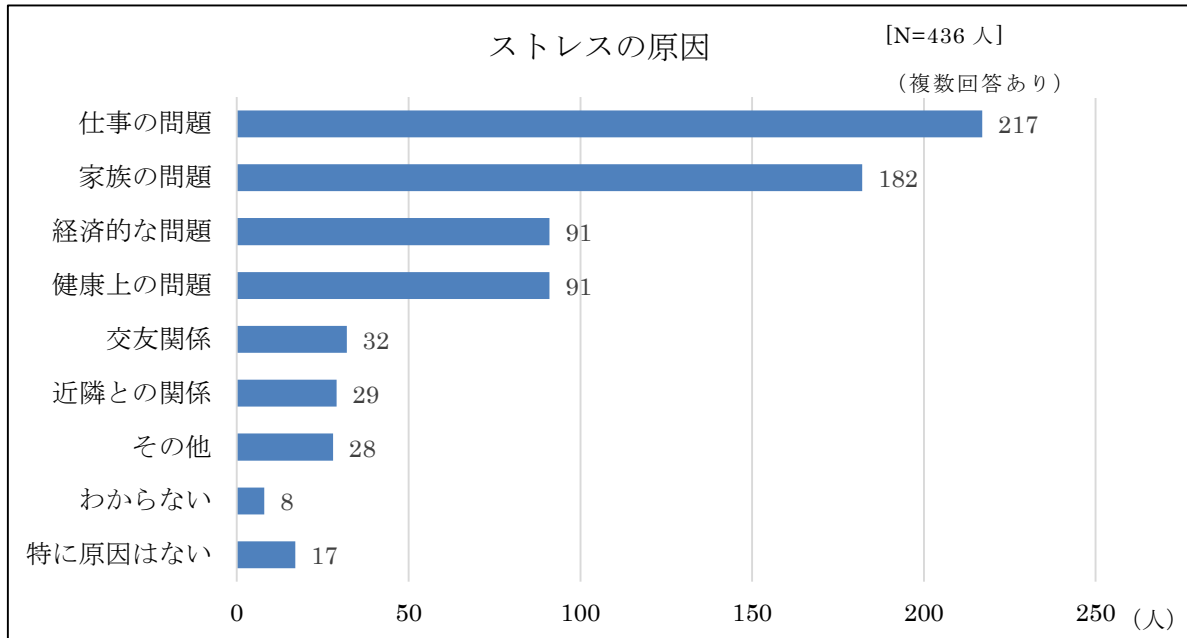
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」

⑤-1 町民の約 70%の方が普段の生活でストレスを感じています。



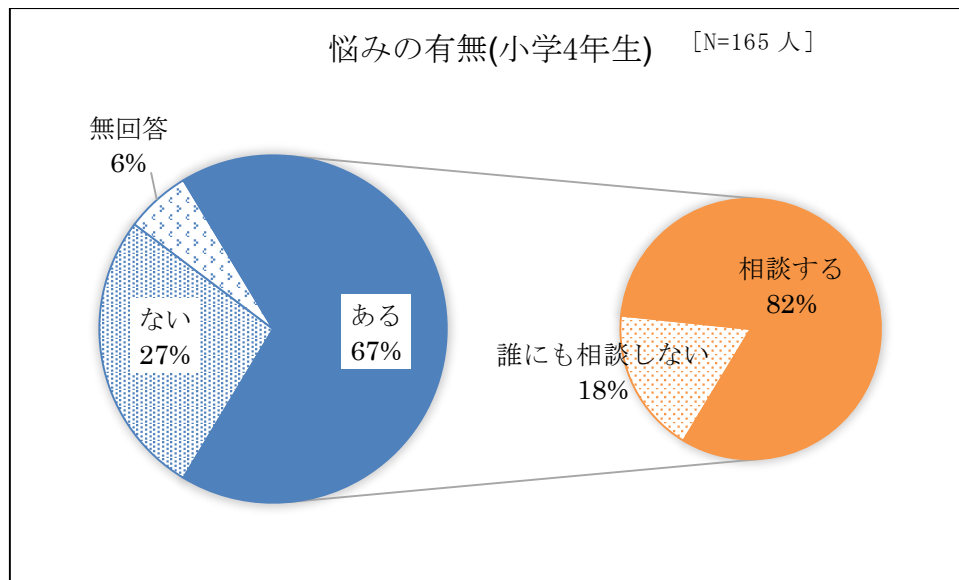
出典：那須町健康増進計画(2017)

⑤-2 ストレスの主な原因は、仕事の問題、家族の問題、経済的な問題や健康上の問題となっています。



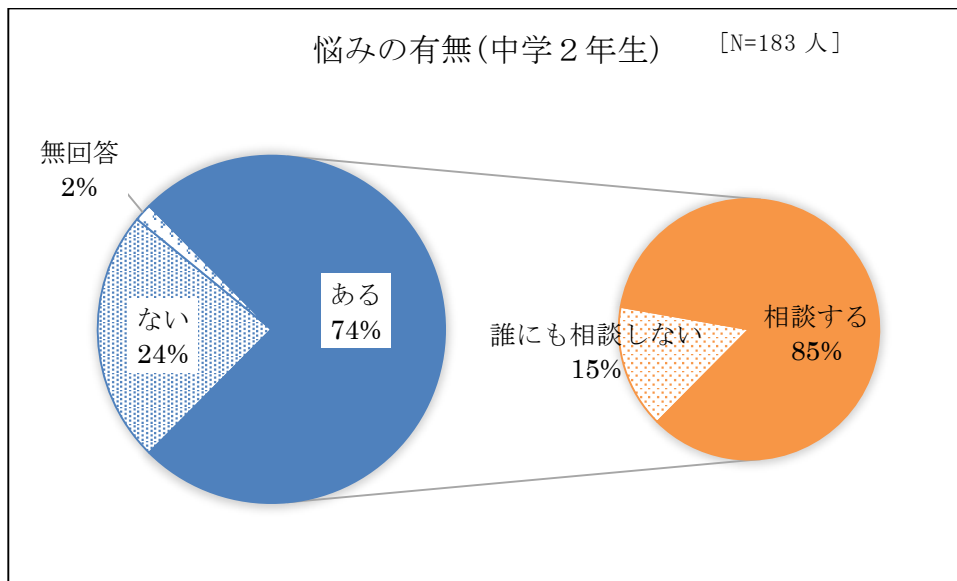
出典：那須町健康増進計画(2017)

⑥-1 小学4年生の67%が悩みを抱えており、18%が「誰にも相談しない」となっています。



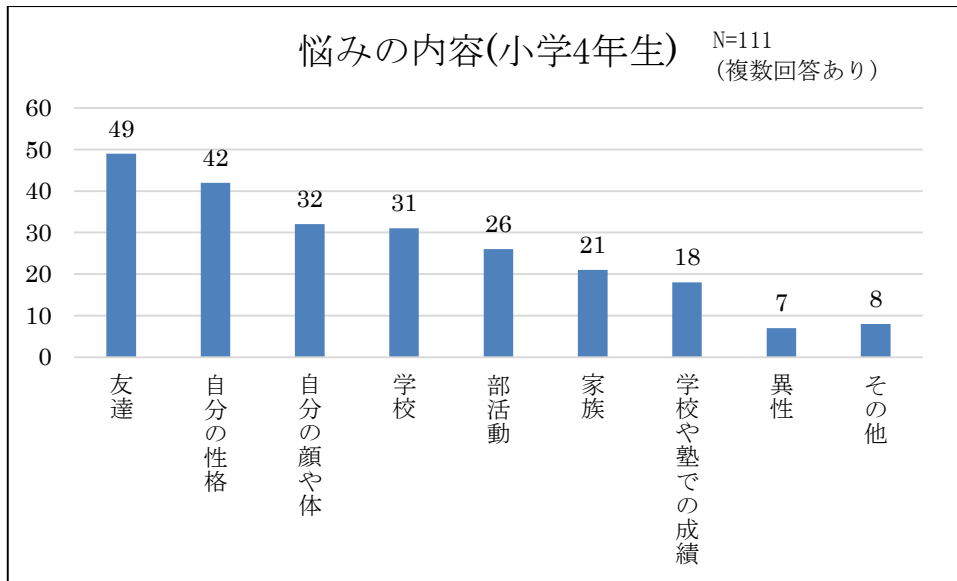
出典：那須町健康増進計画(2017)

⑥-2 中学2年生では、74%が悩みがあると回答し、その内の15%が「誰にも相談しない」となっています。



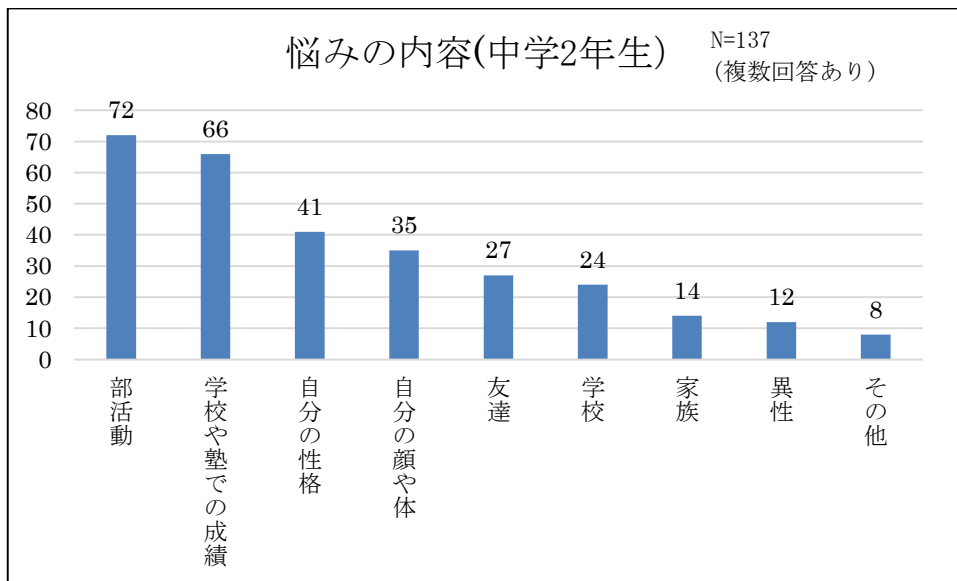
出典：那須町健康増進計画(2017)

⑥-3「悩みがある」と回答した小学4年生では、「友達」、「自分の性格」、「自分の顔や体」や「学校」が悩みの内容の上位となっています。



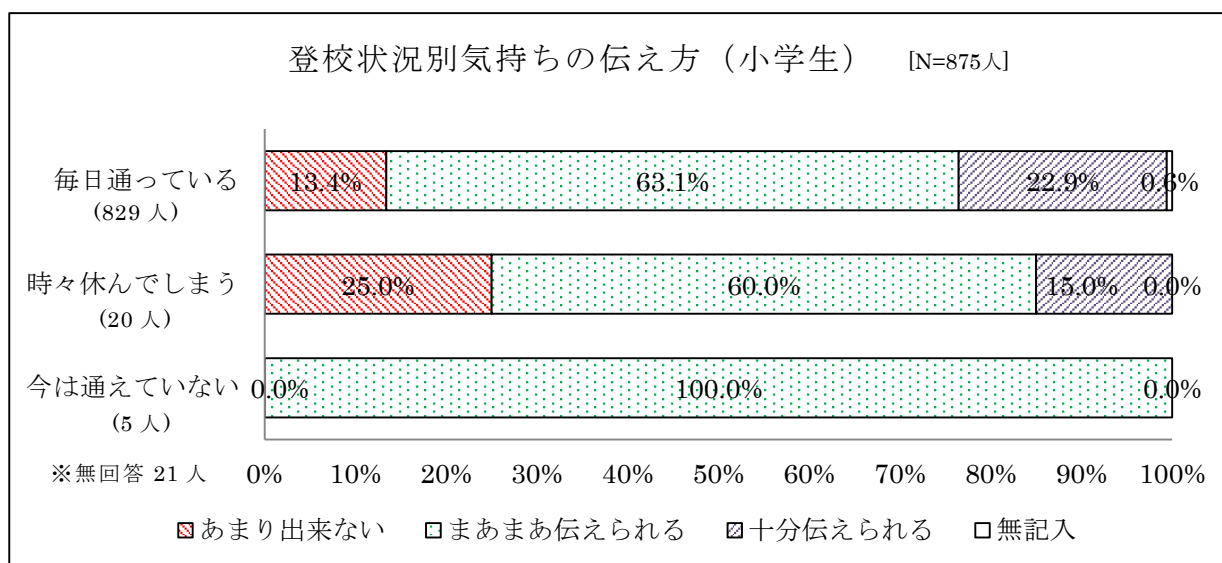
出典：那須町健康増進計画(2017)

⑥-4「悩みがある」と回答した中学2年生では、「部活動」、「学校や塾での成績」や「自分の性格」が多くなっています。



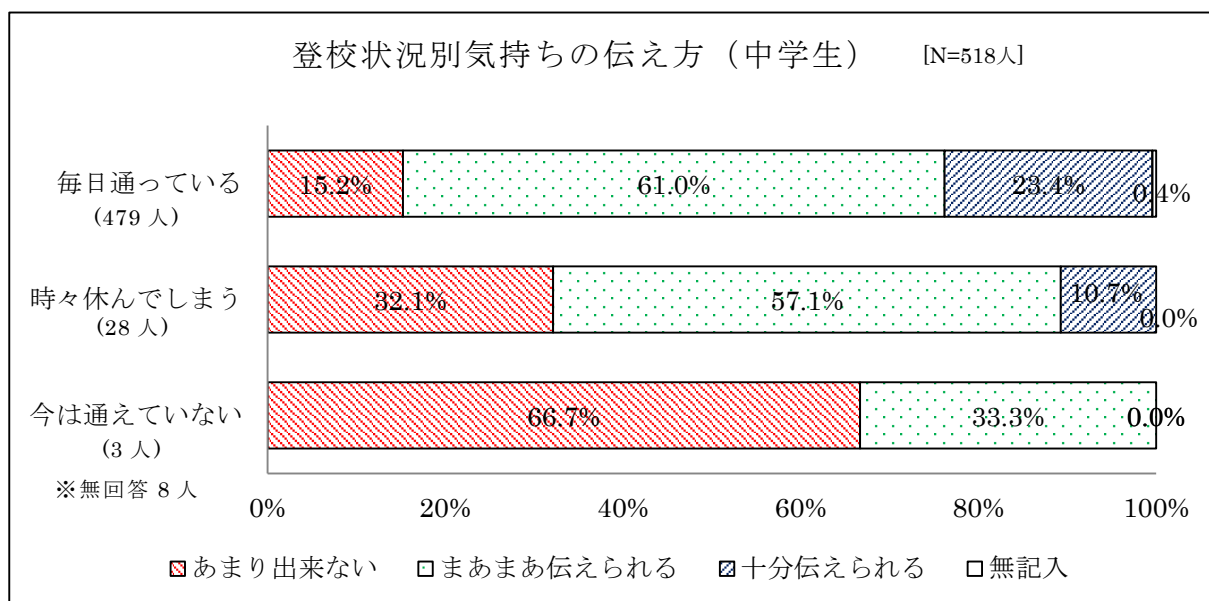
出典：那須町健康増進計画(2017)

⑦-1 登校状況と気持ちの伝え方について小学4年生では、「毎日通っている」児童と比較し、「時々休んでしまう」児童の方が自分の気持ちを伝えることが「あまり出来ない」という結果となっています。



出典：生涯学習課「家庭における教育力の向上を支援するための課題とその対策について(2017)」

⑦-2 学校に「今は通えていない」中学生では、自分の気持ちを伝えることが「あまり出来ない」が60%を超え、「十分伝えられる」が0%となっています。



出典：生涯学習課「家庭における教育力の向上を支援するための課題とその対策について(2017)」

(2) 支援を優先すべき対象群

自殺総合対策推進センターの分析から、2012年～2016年において自殺者数の多い上位5区分が本町の主な特徴として抽出され、支援が優先されるべき対象群となりました。

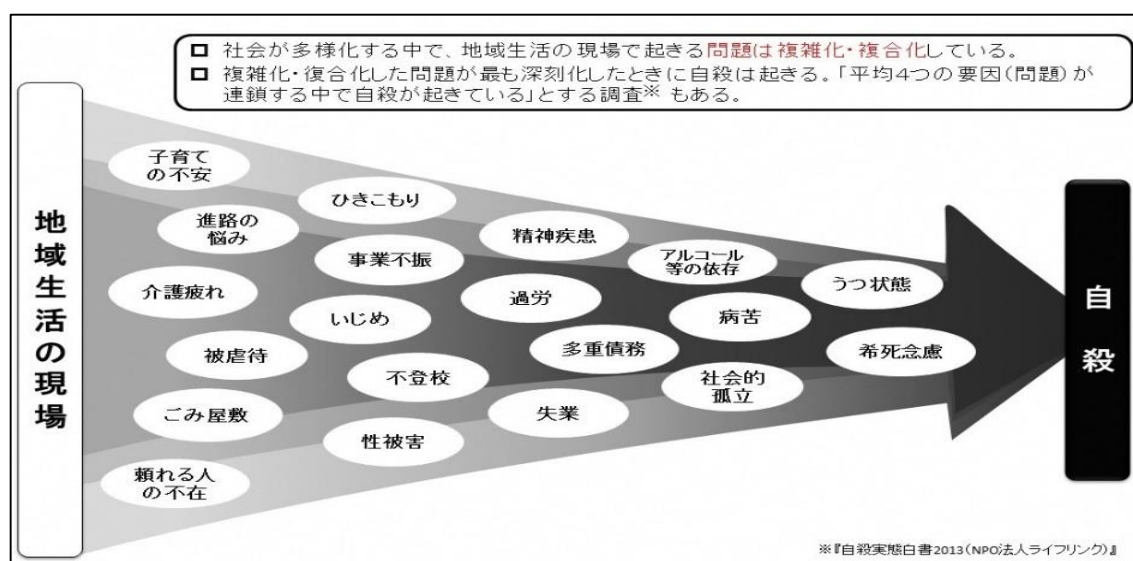
那須町の主な自殺の特徴[特別集計（自殺日・住居地、2012～2016 合計）]

上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※2
男性 60歳以上無職同居	12	23.1%	100.0	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
女性 60歳以上無職同居	6	11.5%	29.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
男性 40～59歳無職同居	5	9.6%	380.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
男性 60歳以上無職独居	5	9.6%	238.0	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
男性 20～39歳有職同居	5	9.6%	62.0	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2017)」

※1 順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としました。

※2 「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にしました。



第3章 那須町の自殺対策

1 基本理念

自殺問題に関して町民一人ひとりが、また地域全体が「生きることの支援」に理解を深め、適切に対応するとともに、地域全体が支え合いながら「誰も自殺に追い込まれることのない那須町」を目指します。

基本理念 そっと・もっと・ずっと支え合う

「誰も自殺に追い込まれることのない那須町」

2 基本方針

自殺総合対策大綱を踏まえて、本町では以下の5点を自殺対策における基本方針とします。

(1) 生きることの包括的な支援

自己肯定感や信頼関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回った時に自殺リスクが高くなると言われています。そのため、地域全体で「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行い、一人ひとりの生活を守るという姿勢で生きることの包括的な支援を推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携強化

自殺は様々な要因とその人の性格傾向、死生観等が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけではなく、社会的・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要です。そのため、地域住民の見守りをはじめ自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉に関する各種施策との連携を強化します。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携等の「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けることができます。

対応の段階には、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」が挙げられ、段階に応じた施策を講じるこ

とで対策の効果的な連携を図ります。

さらに、「事前対応の更に前段階での取組み」として、学校では児童・生徒等を対象に、辛い時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ、「SOS の出し方に関する教育」※9を推進します。

※ SOS の出し方に関する教育：

子どもが、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するために、身近にいる大人に SOS を出すことができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができる教育。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状にあります。それらの現状に理解を深めることも含め、「危機に陥った時は誰かに援助を求めることが出来る」と社会全体の共通認識となるよう、広報活動や教育活動により積極的に啓発します。

また、町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につないだり、専門家の指導を受けながら見守っているよう推進します。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や近隣市町村、関係団体、企業、そして町民一人ひとりが連携・協働し自殺対策を推進していく必要があります。自殺が社会全体の問題であり、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化し、「誰にでも起こり得る危機」と認識したうえで、仕組みを構築します。

3 施策体系

本町の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」、本町の自殺の実態を踏まえた「重点施策」、さらに関連施策「生きる支援の関連施策（各課の施策）」で構成されています。

「基本施策」は「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」等、保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連機関が自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない取組みと、「町民への啓発」による気づきと困難を抱えるあらゆる段階（事前対応・危機対応・事後対応等）への方策等幅広い内容で構成されています。

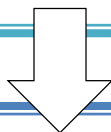
「重点施策」は、本町における自殺のハイリスク層である高齢者と自殺のリスク要因となっている生活問題、さらに子ども・若者向けの対策に焦点を絞った取組みをそれぞれの対象を包括的に推進する内容で構成されています。

また、「生きる支援の関連施策（各課の施策）」は、本町において既に行われている、様々な事業を自殺対策と連携して推進するため取組みの内容ごとに構成されています。

このように、施策の体系を定めることで本町の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

国の施策

- 施策 1 地域におけるネットワークの強化
- 施策 2 自殺対策を支える人材の育成
- 施策 3 生きることの促進要因への支援
- 施策 4 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育



本町の基本施策

- 施策 1 地域におけるネットワークの強化
- 施策 2 自殺対策を支える人材の育成
- 施策 3 町民への啓発と周知
- 施策 4 生きることの促進要因への支援
- 施策 5 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育

本町の重点施策

- 施策 1 高齢者対策
- 施策 2 生活困窮者と無職者・失業者対策
- 施策 3 子ども・若者対策

生きることの包括的な支援

4 基本施策

施策1 地域におけるネットワークの強化

地域における自殺対策は、町民をはじめ関係機関が連携することが必要です。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、地域の事業のネットワークと関連づけて取組んでいきます。

(1) 那須町自殺対策推進委員会の開催

庁内各課が連携し、総合的かつ効果的な対策を推進するため、那須町自殺対策計画策定・推進委員会を開催します。

(2) 那須町自殺対策連絡協議会の開催

国の自殺総合対策大綱に基づき、関係機関と緊密な連携を図るとともに、自殺対策を総合的に推進するため、関係機関や専門家等を構成員とする那須町自殺対策連絡協議会を開催します。

施策2 自殺対策を支える人材の育成

困難を抱える人に対しての早期の「気づき」のため、自殺対策を担い支える人材の育成は対策を推進する上で基礎となる重要な取組みです。そこで、「気づき」に対応できるよう町民をはじめ関係各機関への研修の機会を確保し、人材を育成していきます。

(1) さまざまな職種を対象とする研修

①町職員向けのゲートキーパー養成講座の開催

窓口対応等で自殺リスクを抱えた町民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するため、職員向けにゲートキーパー※養成講座を開催します。

②専門職向けゲートキーパー養成講座の開催

保健・医療・福祉・その他の関係機関において相談・支援を行う専門職に対し、ゲートキーパー養成講座を開催し、受講を勧めます。

- ・認知症地域支援推進員に対し、ゲートキーパー養成講座を開催し、受講を勧めます。（保健福祉課）
- ・障害者相談員（行政から委託した障害者相談員）に対し、ゲートキーパー養成講座を開催し、受講を勧め相談業務を充実していきます。（保健福祉課）

※ゲートキーパー：

「ゲートキーパー」とは自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

(2) 関係団体に対する研修

地域で悩みを抱えている人に町民が「気づき」、「声をかけ」、「相談・支援の関係機関へつなぐ」ことが、早期発見、早期支援につながります。そのため地域での支え手となるよう講座を開催し、地域における見守り体制を強化します。

- ・民生委員・児童委員にゲートキーパー養成講座受講を勧め、地域の相談・支援等を実施していきます。（保健福祉課）
- ・自治会長を対象に自殺対策に関連しうる研修等を勧め、地域内の自殺防止対策について検討する機会の提供に努めていきます。（企画財政課）
- ・消費生活サポーターにゲートキーパー養成講座を勧めます。（観光商工課）
- ・保護司にゲートキーパー養成講座の受講を促し、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるよう勧めていきます。（保健福祉課）
- ・企業・事業所等にゲートキーパー養成講座受講を勧め、自殺の実態、早期の段階から社会復帰に向けた支援、様々な従業員の理解の促進を図ります。（観光商工課・保健福祉課）

施策3 町民への啓発と周知

町民が相談窓口の存在を認知し、問題を抱えた際、適切な支援へとつなげることができるよう相談機関等に関する情報を提供します。また、町民が自殺は「誰にでも起こり得る危機」と理解が深められるよう、地域全体にむけた自殺予防の啓発と周知を行い自殺対策の推進を図っていきます。

(1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知

①相談先情報を掲載したリーフレットの配付

町民に対して生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを作成・配付することで情報の周知を図ります。

- ・配偶者等からの暴力等の防止に関する普及啓発、対応施設等を紹介します。パープルリボンキャンペーン（「女性に対する暴力をなくす運動」）期間中、普及啓発活動を行います。（こども未来課）
- ・性に関する指導の際に、悩み事相談先の一覧が掲載されたリーフレットを配付することで、児童・生徒に相談先情報の周知を図ります。（保健福祉課）
- ・認知症地域支援推進員を中心として認知症ケアの向上を図りながら、生きる支援の相談先情報が掲載されたリーフレット等を配付します。（保健福祉課）
- ・企業・事業所等で従業員が問題を抱えた際、適切な支援へとつなげることができるよう相談機関等に関する情報を提供します。（保健福祉課）

②自殺対策強化月間キャンペーンの実施

「自殺予防週間」（9月）と「自殺対策強化月間」（3月）の周知のため、広報紙やホームページへ掲載するとともに関係機関にリーフレット等を配付します。

（2）地域や学校と連携した情報の発信

①自治会を通じた情報の発信

自治会へ回覧板等で情報発信を行うことにより、自殺の実態やゲートキーパーとしての役割について、町民の理解の促進を図ります。（保健福祉課）

②児童・生徒の自殺に対する理解度の促進

小学校、中学校、高等学校にこころの病気の知識と相談機関先が掲載されているリーフレットを配付し、必要時に医療機関を受診したり他の支援機関につなぐ等、本人だけでなく家族や友人等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう普及啓発活動を実施していきます。（保健福祉課・学校教育課）

施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる原因となる「生きることの阻害要因」を減らすとともに、「生きることの促進要因」を増やし、自殺のリスクを低減できるよう取り組んでいきます。

（1）自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

①適切な介護サービスの利用支援

介護にまつわる諸問題について、相談機会の提供を通じ家族や本人が抱える様々な問題を察知し、高齢者の身体等の状態に合わせて適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるよう、介護保険制度の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。（保健福祉課・地域包括支援センター）

②高齢者が集える機会の提供

高齢化率の高い本町においては、高齢者の生きがいがづくりの場として「集いの場」が有効なため、高齢者が地域で元気に生活できるよう、今後も地区社会福祉協議会やNPO法人、住民主体の団体による集いの場づくりに取り組んでいきます。（保健福祉課・町社会福祉協議会・地域包括支援センター）

③母子保健事業・子育て支援センターの運営

- ・母子保健事業の相談等を通じ、子育てに関わる全ての人の異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。（保健福祉課）
- ・児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に応じ、必要時には、関係機関と連携し課題の解決を図ります。また、ホームヘルパー事業、ショート

ステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて問題の深刻化を未然に防ぎます。（こども未来課）

- ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談、公立保育園等による保育・育児相談等を実施し、子育て環境を整備していきます。（こども未来課）

④精神障がい者とその家族に対する支援の充実

精神障がいを抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくありません。早期の段階から社会復帰に向けた支援を保健師等が展開し、本人や家族を包括的・継続的に支えていくことでリスクの軽減を図ります。（保健福祉課）

- ・精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進を図ります。（保健福祉課）
- ・困難事例への対応や精神障がい者と家族への個別支援の充実を図ります。（保健福祉課）

（２）自殺未遂者への支援

①広域的な医療機関等との連携の強化

栃木県自殺対策連絡協議会や二次医療圏の関係機関等と連携し、自殺未遂者への支援を行います。（保健福祉課）

②支援機関の専門職員に対する研修会の実施

保健・介護・生活・子育て等に関する支援機関の専門職員に対して、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等について研修会を実施し、地域の支援力の向上と連携強化を充実させます。（保健福祉課）

施策５ 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

幼少期における体験の中で危機に陥った時、問題への対処方法や支援先に関する情報を早い時期から身に付け、また、いじめについては早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進し、児童・生徒の自殺防止を図ります。

- ・SOSの出し方に関する教育（保健福祉課・学校教育課）
- ・スクールソーシャルワーカーの配置の充実（学校教育課）
- ・「那須町子どものいじめの防止等に関する条例」に基づき、子どものいじめ防止及び解決を図るため関係機関と連携を図ります。（こども未来課・学校教育課）

5 重点施策

重点施策1 高齢者への対策

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別、離別や身体疾患等をきっかけに、介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちで、地域のつながりが希薄である場合、孤立化が懸念されます。また、介護は本人や家族にとって負担が大きく疲弊してしまい、時に自殺のリスクにつながり、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険性もあります。本町では、行政サービス、関係各機関の支援を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための集いの場づくりや社会参加の強化といった、生きることの包括的支援として施策の推進を図ります。

(1) 包括的な支援のための連携の推進

健康・医療・介護・生活等に関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

事業名	事業内容	担当課	関係機関
地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	保健福祉課 (地域包括支援センター)	医療保健関係者 福祉関係者 住民組織関係者等
地域連携 (訪問診療・ 介護)	医療のみならず日常生活において病気や患者を支える家族に対しての相談を行い、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応を進めます。また、必要に応じて関係機関と連携を図ります。	保健福祉課 (地域包括支援センター)	医療機関 関係施設 福祉関係者

(2) 高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題について、関係機関が連携し相談体制を強化していきます。

事業名	事業内容	担当課	関係機関
こころの相談	こころの相談専門員が町民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、必要時に適切な機関につなげます。	保健福祉課	医療機関
地区健康相談 ・健康教室	各地区の健康相談・健康教室の機会に、うつ病を含め、心の健康や自殺に対する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を行っていきます。	保健福祉課	各地区組織

事業名	事業内容	担当課	関係機関
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターが中心となり、町民が主体となって相互に支え合い、安心して暮らせる地域づくりを目指します。	保健福祉課	町社会福祉協議会
認知症初期集中支援事業	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスにつながるよう支援することで、本人や家族の心身の負担軽減を図ります。	保健福祉課	認知症初期集中支援チーム
高齢者総合相談支援事業	高齢者とその家族から、介護・医療のみならず日常生活における相談を受け、適切なサービス、または機関の紹介、制度に関する情報の提供を行います。	保健福祉課	地域包括支援センター
行政相談	行政相談員が様々な相談を受ける中で、高齢者の異変に気づき、必要な場合には支援へつなげるための体制強化を図ります。	総務課	
医療費に関する相談	高齢者や家族にとって負担が大きい医療費についての相談や高額療養費に関する申請の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあつたりする場合には、適切な機関につなぐ等の役割を担います。	住民生活課	

(3) 社会参加の強化と孤立・孤独の予防

健康寿命の延伸やライフスタイルの変化等により、1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。そこで、様々な関係機関と連携しながら、孤立や孤独の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築していきます。

事業名	事業内容	担当課	関係機関
一般介護予防事業	各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図ります。参加者同士の交流を通し、心身における健康の保持増進を図ります。	保健福祉課	地域包括支援センター
ふれあいルーム	高齢者の地域内における交流の場や居場所として孤立を防止するとともに、参加者の見守りを行います。また、健康体操等を通して心身の健康保持を図ります。	那須町社会福祉協議会	地区社会福祉協議会

重点施策2 生活困窮者対策と無職者・失業者対策

生活困窮者は、その背景として労働、多重債務、介護、知的障害、発達障害、精神疾患、依存症、被災避難、虐待や性暴力被害等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮状態にある者、生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援と連動させることで効果的な対策を進めていきます。また、今後は多分野多機関ネットワークの構築とそれに基づく相談支援や生活困窮者対策と自殺対策の連動を図るための研修会の開催を検討していきます。

《生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援》

事業名	事業内容	担当課	関係機関
生活保護に関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	保健福祉課	町社会福祉協議会 県北健康福祉センター
生活困窮者自立支援	相談支援、就労支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。	保健福祉課	町社会福祉協議会
無料法律相談	消費生活のトラブルを抱えた住民に対して、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。	総務課	八溝山周辺地域 定住自立圏推進 協議会
年金相談	年金に関する相談を随時窓口で受け付けます。また、自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげます。	住民生活課	社会保険事務所
各種納付相談	各種税金や保険料の支払い等の相談や、生活面で深刻な問題を抱え、困難な状況にある方の相談に応じ、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる窓口体制をつくります。	税務課	町社会福祉協議会 町商工会 税理士会 県労政事務局 公共職業安定所 労働基準監督署 母子家庭等就業・自立支援センター 県高齢者総合相談センター

重点施策 3 子ども・若者対策

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOS の出し方に関する教育等を進めていきます。

事業名	事業内容	担当課	関係機関
SOS の出し方教育 〔新規〕	児童・生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難やストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方を学ぶための教育を推進します。	保健福祉課 学校教育課	
教育相談体制整備事業	不登校児童・生徒（公立学校に通う小中学生）を対象とした教育相談室（適応指導教室）を運営し、不登校児童・生徒の集団再適応や自立を援助する学習・生活指導等を実施します。また、不登校児童・生徒の保護者に対する相談活動を行う等、教育相談室と学校、家庭及び関係機関との連携強化を図ります。	学校教育課	教育事務所
心の教室相談員活用事業	心の教室相談員を小中学校に配置し、児童・生徒及び保護者に対する相談活動を行います。	学校教育課	
いじめ防止対策	いじめ対策をさらに強化するため、いじめ防止基本法に基づいたいじめ防止等のための対策を推進します。	学校教育課 こども未来課	
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用する等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	学校教育課	教育事務所
命の週間	毎年2月の第3週を「命の週間」とし、各小中学校の道徳、学級活動、学校行事等で、自他の命を大切にするための授業やイベント行事を行います。	学校教育課	

6 生きる支援の関連施策

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
1 既存の研修と連携して生きる支援（自殺対策）を強化する					
2 気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修）を様々な分野で推奨する					
1	青少年育成協議会に関する事務	青少年育成協議会や運営等を行う。	青少年層における自殺の実情や青少年向けの自殺予防の取組みに関して議論することで、青少年の自殺リスクや自殺対策等に関する理解の促進を図る。協議会委員や地区推進員に対し、ゲートキーパー研修の案内等を行う。	生涯学習課	女性青少年係
2	親学習プログラム	子育て世代の親同士が交流を図りながら自分自身の子育てを振り返ったり、知識やスキルを学んだりする参加型学習プログラム。	子育てに関する不安や悩みを共有・共感する機会を設け、子育て世代の孤立化を防止することにより、間接的に自殺予防につなげる。また、プログラムのファシリテーターを務める家庭教育オピニオンリーダーに対し、ゲートキーパー研修の案内等を行う。	生涯学習課	生涯学習係
3 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）を幅広く届けていく					
1	子育て支援センターの運営（利用者支援事業：基本型）	保護者の身近な場所で、教育・保育・保健・その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。	子育て中の保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談・情報提供・助言を行う。	こども未来課	子育て支援センター
2	子育て地域交流ひろば促進事業	子育てママ等当事者や地域住民・任意団体・NPO法人等が主体となって取り組む地域における子育て中の親子の交流を支援する活動等に対して補助金を交付する。	周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦（特に妻）にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。保護者が集い交流できる場を設けることで、リスクの軽減と、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなぐ。	こども未来課	子育て支援センター
3	障害者虐待防止センター事業	障害者虐待防止に係る相談受付、通報時の対応を行う。	虐待への相談対応等で、当人や家族、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつなぐ。	保健福祉課	障がい者福祉係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
4 様々な分野における機会と連動して、自殺対策への理解を広める					
1	子育て支援センターの運営 (地域子育て支援拠点事業)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談・情報提供・助言・その他の援助を行う。	子育て中の保護者同士が集い交流できる場を設けたり、保護者からの育児に関する各種相談に様々な専門機関と連携しながら応じたりすることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、早期の対応につなげ、自殺リスクの軽減を行う。	こども未来課	子育て支援センター
2	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	子ども・子育て支援事業が、単に子育て支援ではなく、生きづらさを抱える家庭等への早期発見や支援強化を行う。	こども未来課	こども未来課
3	障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定及び管理事業	各計画の進行管理及び次期計画の策定を行う。	障がい者に関する各種計画と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携促進を図る。	保健福祉課	障がい者福祉係
4	那須町障害者自立支援協議会運営事業	医療、保健、福祉、教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築を行う。 障がい者福祉に関する支援体制整備、障害者福祉関連計画の協議及び調整、障害者差別解消の推進その他障害者自立支援に必要な事項についての協議を行う。	障がい者に関する各種計画と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携促進を図る。	保健福祉課	障がい者福祉係
5 あらゆる分野での広報・啓発を強化する					
1	行政の情報提供・広聴に関する事務 (広報等による情報発信)	行政に関する情報・生活情報の掲載と充実、自治体のホームページやフェイスブックによる情報発信及び広報紙等の編集・発行を行う。	自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する。	総務課	広報広聴係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
6 生きることの包括的な支援を実施・継続する					
1	幼保小中連携事業	幼稚園、保育園、小学校、中学校間で連携することにより、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童・生徒を育てることを目的とする。	発達段階に応じた適切な支援を行い、幼保小中のなめらかな接続体制を確立することにより、不適応・不登校児童・生徒の未然防止を図る。	学校教育課 こども未来課	学校教育係 こども政策係 保育係
2	QU調査 (楽しい学校生活を送るためのアンケート調査)	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。	不登校になる可能性の高い児童・生徒の早期発見、いじめの発生・深刻化の予防やいじめ被害にあっていない児童・生徒の発見に活用する。	学校教育課	学校教育係
3	CAREプログラム推進事業	児童・生徒が「豊かな関わり合い」によって育まれる「基本的信頼感」と「自己肯定感」に支えられた「確かな学力」を身につけるため、子どもと大人の絆を深める(家庭・地域・学校での豊かな関わり合いを深める) CAREプログラムを実施する。	子どもとの関係をさらに良好にし、子育てや子どもとの関わりが楽しくなるコミュニケーションの取り方を大人が習得することにより、子ども達の「基本的信頼感」と「自己肯定感」を高める。	学校教育課 こども未来課 保健福祉課 生涯学習課	学校教育係 こども政策係 健康づくり推進係 生涯学習係
4	子育て支援センターの運営 (児童虐待防止対策の充実)	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上、児童虐待防止を図るための相談、指導を行う児童家庭相談員を配置する。	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見、対応し自殺リスクの軽減を行う。	こども未来課	子育て支援センター
5	子育て支援センターの運営 (子育てヘルパー派遣事業)	家事・育児を行うことが困難な家庭等に対し、子育て支援ヘルパーを派遣する。	保護者の家事・育児の負担軽減を図ることにより、育児ノイローゼ等による自殺リスクの軽減を行う。	こども未来課	子育て支援センター
6	子育て支援センターの運営 (子育て短期入所支援事業)	保護者の疾病その他の理由等により一時的に家庭での養育が困難になった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。	子どもの一時預かりで、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等に対応し、必要に応じて支援を提供していく。	こども未来課	子育て支援センター

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
7	子育て世代包括支援センター事業	妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する。	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応することで、育児不安や虐待予防、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化を行う。	こども未来課	子育て世代包括支援センター
8	防災対策一般事務	各種防災対策を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性があり、災害発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進する。	総務課	防災交通係
9	運転免許自主返納支援事業	那須町に住民票がある65歳以上の高齢者が自主的に免許を返納した際に、公共交通機関における乗車券又は回数券を交付する。	運転免許を自主返納し外出する手段がない高齢者への支援とし、公共交通機関の回数券等を交付することにより、外出先でコミュニケーションを図り、高齢者の孤立防止や自殺リスクの早期発見を行う。	総務課	防災交通係
10	町民バス運行事業・デマンド型乗合交通事業	町民バス及びデマンド型乗合交通の運行管理を行う。	相談機関の窓口一覧情報等をバス等車内に掲示することにより、相談先情報等の周知の機会とする。 また、広報紙等に「公共交通を利用したお出かけコース」を掲載する等、外出する楽しさを見つけてもらえるきっかけづくりを行う。	ふるさと定住課	公共交通係
11	福祉タクシー事業	重度心身障がい者及び高齢者のみの世帯の者がタクシーを利用する際の利用料金の一部を助成する。	福祉タクシー利用で日常生活の利便と社会参加の促進を図ることにより、自殺リスクを軽減を行う。	保健福祉課	福祉係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
12	生活困窮者自立支援事業	子どもの学習支援事業等	子どもに対する学習支援を通じて、本人や家庭の抱える問題を察知し、当該家庭に支援を行う。	保健福祉課	福祉係
13	地域福祉推進事業	地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働し、地区社会福祉協議会による地域福祉の推進体制を整える。	地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集並びに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図る。	保健福祉課	福祉係
14	同和・人権啓発事業 (人権啓発事業)	人権意識を高めるための啓発を行う。	各種事業の中で自殺問題について言及する等、自殺対策を啓発する機会とする。	保健福祉課	福祉係
15	身体障害者補助犬事業	視覚障がい者の移動を支援するための身体障害者補助犬を貸与する。	視覚障がい者の日常生活を支える手段であり、適切に提供することで、自殺リスクの軽減を行う。	保健福祉課	障がい者福祉係
16	重度心身障害児者見舞金支給事業	在宅の重度心身障害児者に対して見舞金を支給する。	在宅で生活する重度心身障害児者及びその家族は、介護負担等が大きいため、見舞金を支給することで、心身の負担緩和を図り、自殺リスクの軽減を行う。	保健福祉課	障がい者福祉係
17	地域生活支援事業	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、障がい者福祉の増進を図るための事業を行う。	自宅以外の日中の居場所を提供することで、交流の促進を図り、自殺リスクの軽減を行う。	保健福祉課	障がい者福祉係
18	自立支援医療に関する事業	身体・精神障がい者の自立と社会経済活動への参加促進を図る更生のための医療費を公費で負担する。	身体・精神障がい者に係る医療費負担が大きいため家計における医療費を抑制することで、適切な医療を受ける機会を確保し、自殺リスクの軽減を行う。	保健福祉課	障がい者福祉係
19	納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	納税を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、納税相談を行うことで、生活再建等の様々な支援につなげる。	税務課	収税係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当課	担当係
20	アナザースクール (放課後子供教室)	地域と家庭が連携し、学校施設を利用して様々な体験活動を提供する。子ども達が安心して活動できる場所を作るとともに地域人材の活躍の場を確保する。	得意分野を生かせる様々な講座を設け、指導者を広く地域から募集することで、大人の生きがいを推進し、間接的に自殺予防につながる事業とする。また、子ども達の指導に当たる学校支援ボランティアや、ボランティアを斡旋する地域教育コーディネーターに対し、ゲートキーパー研修の案内等を行う。	生涯学習課	生涯学習係

7 自殺対策の推進体制等

計画の策定・推進体制

○那須町自殺対策連絡協議会

保健・医療・福祉・教育・労働・介護・その他の関係機関と連携し、地域全体で事業を推進するための協力体制を構築。

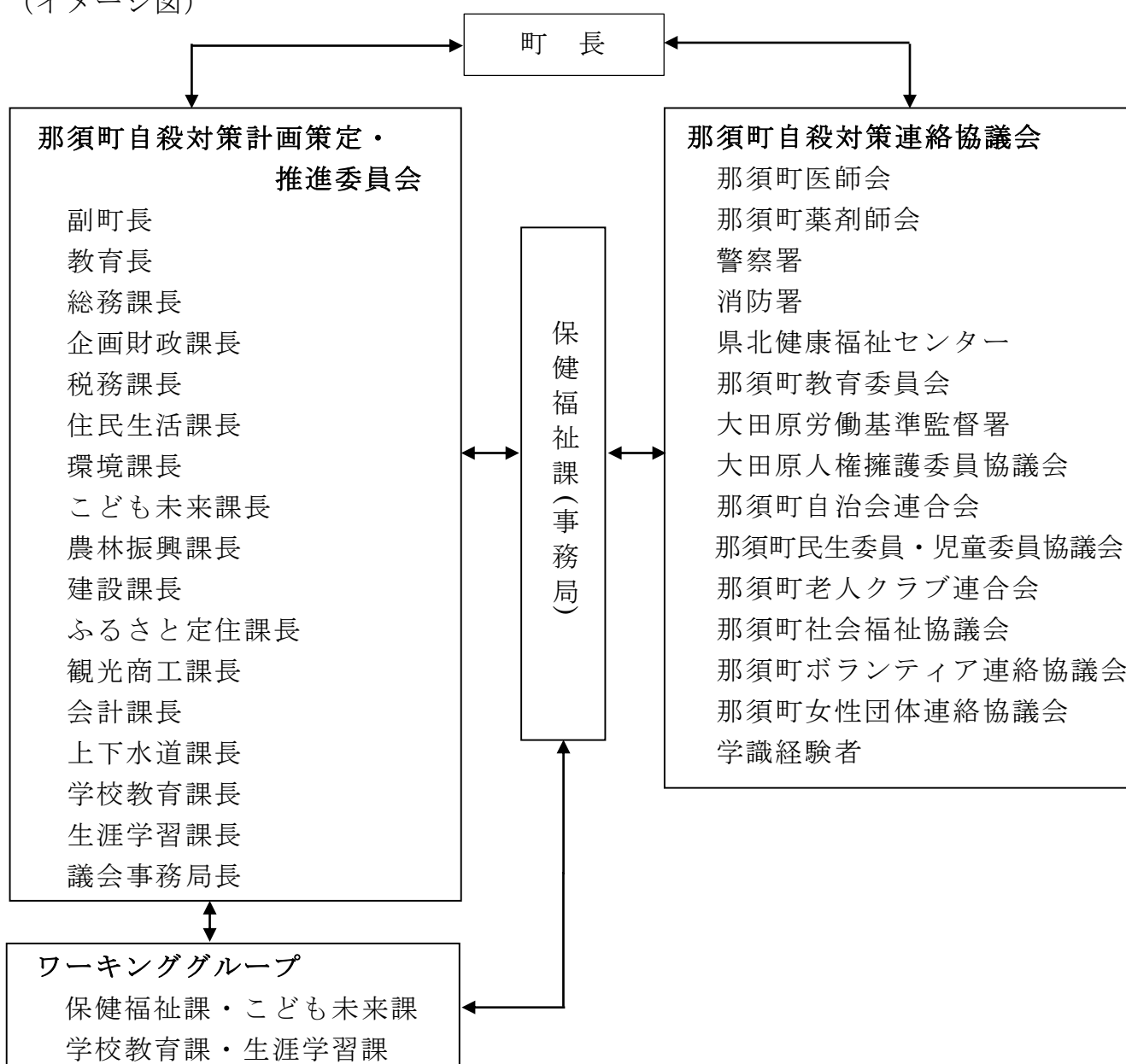
○那須町自殺対策計画策定・推進委員会

庁内各課の参画により、行政全体で計画を策定し、自殺対策を推進。

○ワーキンググループ

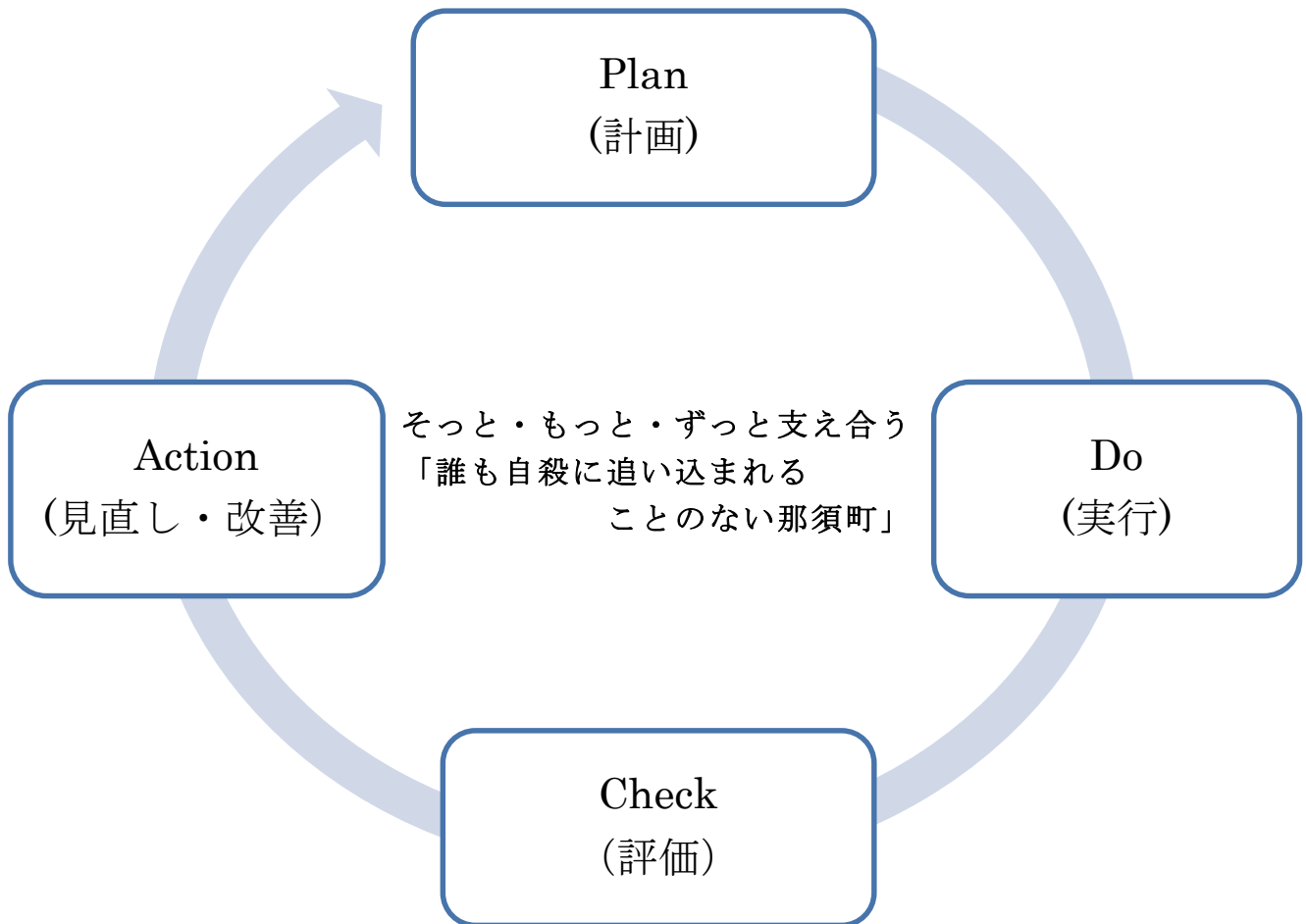
関連課により計画原案を作成し、実務的な論点の整理等関係部署で協議。

(イメージ図)



8 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるため、PDCA サイクルを通じて施策や取組の効果等を検証し、検証結果や国の動向等を踏まえつつ、必要に応じて取組等を改善することにより、自殺対策を展開していきます。



9 策定の経過

2018年11月 1日	第1回那須町自殺対策計画策定・推進委員会
11月21日	那須町自殺対策計画策定に係る第1回ワーキンググループ
12月 6日	第1回那須町自殺対策連絡協議会
12月 7日	那須町自殺対策計画策定に係る第2回ワーキンググループ
12月14日	那須町自殺対策計画策定に係る第3回ワーキンググループ
12月21日	第2回那須町自殺対策計画策定・推進委員会
2019年 1月11日	那須町自殺対策計画策定に係る第4回ワーキンググループ
1月17日	第2回那須町自殺対策連絡協議会
1月25日	那須町自殺対策計画策定に係る第5回ワーキンググループ
2月 1日	第3回那須町自殺対策計画策定・推進委員会

10 会議構成員

那須町自殺対策計画策定・推進委員会

	役 職	氏 名	
1	副町長	山田 正美	委員長
2	教育長	平久井 好一	副委員長
3	総務課長	渡邊 登志雄	
4	企画財政課長	大沼 和彦	
5	税務課長	齋藤 憲彦	
6	住民生活課長	森 繁雄	
7	環境課長	佐藤 英樹	
8	こども未来課長	國井 一	
9	農林振興課長	矢村 浩一	
10	建設課長	山田 浩二	
11	ふるさと定住課長	高藤 建	
12	観光商工課長	板垣 正樹	
13	会計課長	大森 信男	
14	上下水道課長	佐藤 昌一	
15	学校教育課長	阿久津 正樹	
16	生涯学習課長	池沢 秀勝	
17	議会事務局長	平山 悟	

ワーキンググループ

	役 職	氏 名	
1	こども未来課 課長補佐兼係長	山田 則子	
2	学校教育課 副主幹兼係長	大森 智美	
3	生涯学習課 副主幹兼係長	横山 義彦	

事務局

	役 職	氏 名	
1	保健福祉課長	鬼澤 努	
2	課長補佐兼保健センター所長	鈴木 元子	
3	障がい者福祉係長	内野 つかさ	
4	保健師	酒井 美保	

那須町自殺対策連絡協議会

	氏 名	関 係 機 関 等	
1	見川 泰岳	那須町医師会	副会長
2	相馬 邦夫	黒磯薬剤師会	
3	幕田 良明	那須塩原警察署	
4	藤田 隆宏	那須地区消防組合那須消防署	
5	高橋 良子	栃木県県北健康福祉センター	
6	菊地 昭一	那須町教育委員会	
7	山田 和昭	大田原労働基準監督署	
8	澤 正二	大田原人権擁護委員協議会	
9	山田 文男	那須町自治会連合会	
10	高久 孝	那須町民生委員・児童委員協議会	
11	高久 巻江	那須町老人クラブ連合会	
12	高根沢 郁夫	那須町社会福祉協議会	
13	杉本 賢蔵	那須町ボランティア団体	
14	津久井 理恵	那須町女性団体連絡協議会	
15	荻原 喜茂	学識経験者	会長

1 1 参考資料

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚

部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に合わせた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医

師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

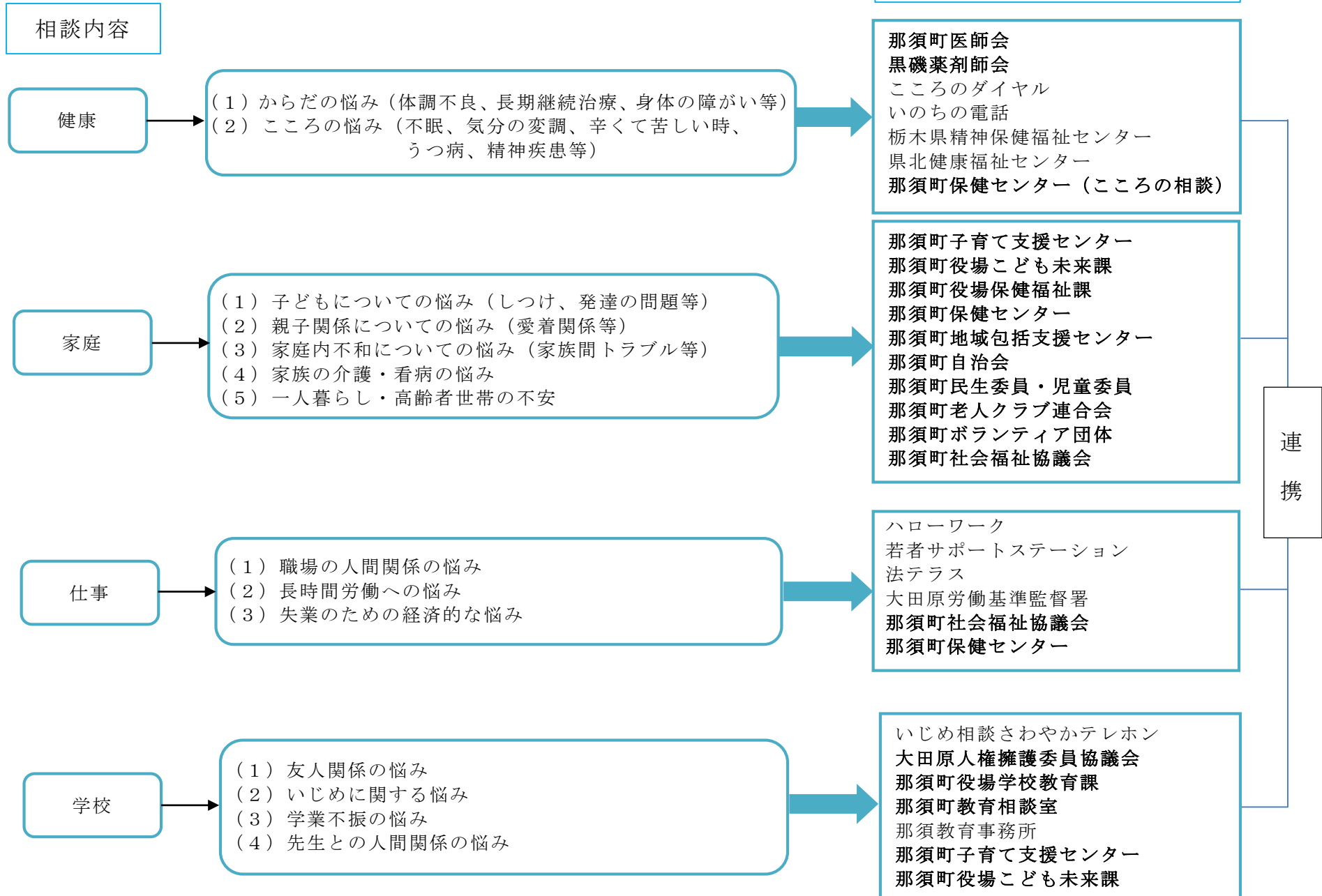
第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

今後5年間の取組

施策番号		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
基施 2-(1) (2)	ゲートキーパー研修	準備	町職員			
			関係機関			
基施 3-(1)	相談先情報を記載したリーフレットの配付	準備	配付			
基施 3-(1)	自殺対策強化月間キャンペーンの実施（9月、3月）	実施				
基施 3-(2)	地域や学校と連携した情報の発信	準備	実施			
基施 4-(1)	自殺リスクを抱える可能性のある人への支援	実施				
基施 4-(2)	広域的な医療機関等との連携の強化	検討				
基施 4-(2)	支援機関の専門職員に対する研修会の実施	準備	実施			
基施 5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	協議	実施			

相 談 窓 口 一 覧

主な相談窓口（太字は町関係機関）



表紙イラストについて



太陽は当事者を、4つの花卉で町民ひとりひとりが当事者に「気付き」、思いを「傾聴」し、温かく「見守り」、必要な機関に「つなぐ」様子を表し、現状に応じた施策の検討・展開をすることで、当事者の自分らしさや生きる原動力を町全体として支援する姿を茎と葉で表現しました。